

第15回 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 総会 議事録（案）

日 時 平成28年7月22日（金）13:30～14:45
場 所 フクラシア東京ステーション 5階会議室H

資 料

- 資料1 前回総会議事録（案）
- 資料2 企画改善部会検討結果報告
- 資料3 ICBAからの報告
- 別添 建築行政共用データベースシステム パンフレット

出 席 者 連絡協議会会員

1. 開会

事務局より、現在の会員団体総数458団体、定足数229団体に対して、出席団体数95団体、委任状提出が208団体、合計303団体となり本総会が有効に成立していることが報告された。

2. 事務局挨拶（ICBA 島崎理事長）

まずは、この度発生した熊本地震で被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

建築行政共用データベースシステム本稼働から7年目に入った。この間、皆様方からのご意見を踏まえ、システムの改善に努めてきた。

企画改善部会では建築行政の重要なインフラの1つである通知報告配信システムの普及方策に取り組み、年に数十万件の通知・報告が配信されるまでに至った。試行利用にご協力いただいた特定行政庁、指定確認検査機関の協力によるものでこの場を借りて御礼申し上げます。

昨年末にはサーバー機器のすべてのリフレッシュを行った。今後ともシステムの安定稼働に全力で努めてまいりたい。

先月、改正建築基準法の2年目施行分が施行された。定期報告制度が拡充され、建築行政においてストック対策が一層重要であることが示されてきている。各特定行政庁におけるストック行政に台帳登録閲覧システムが活用され、ストック対策が一層充実することを期待している。

建築行政共用データベースシステムが円滑な建築行政の推進に貢献できるよう、今後とも努めてまいりたい。

3. 国土交通省挨拶（呉建築安全調査室長）

日頃より建築行政および国土交通行政にご理解、ご支援いただきお礼申し上げます。

特にこの度の熊本地震については、地震発生翌日の4月15日から応急危険度判定が行われた。その実施に当たってはすべての都道府県から判定士の応援を受けた。多大なご協力をいただいたことに感謝申し上げます。

我が国は様々な自然災害への備えが求められており、建築行政においては国民の安全・安心をどのように担保してゆくかが課題となっている。その方策としてストック対策が重要となっている。そのためには本協議会で取り組まれている活動あるいは建築行政共用データベースシステムの有効活用がまさに求められる。

そこで、特定行政庁の皆様には2点お願いしたい。1点目はデータベースの整備である。定期報告の徹底、耐震改修、アスベスト対策等管理すべき項目、件数が増えてゆくと思われるなかでこれらを効果的に活用するためにはデータベース整備が不可欠であり、建築行政共用データベースシステムは中心的ツールである。今後一層の活用により的確な業務遂行をお願いしたい。

2点目は指定機関からのデータ送信による業務効率化の推進である。確認検査の大半が指定確認検査機関で行われている。特定行政庁への報告がデータで送られ、台帳登録閲覧システムに活用できれば行政の効率化に貢献する。多くの関係団体が活用することを期待する。

建築行政の推進、建築物安全対策の実効性の確保については協議会会員の皆様の協力を得ながら進めてまいりたい。

4. 会長挨拶（東京都 青柳市街地建築部長）

まず初めに4月に発生した熊本地震によって被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。各都道府県の皆様におかれましても様々な形で支援されていると思われる。総会後に熊本地震の講演会が行われるので是非参加いただきたい。

共用データベースは本稼働から7年目に入り、現在、特定行政庁・指定確認検査機関の約8割で利用されていると聞いている。これまで本協議会では、共用データベースに関する要望のとりまとめや活用方策、普及策の検討を行ってきたが、都道府県、特定行政庁の方々はもとより、指定確認検査機関や建築士法関係団体の幅広い利用者からも積極的なご意見を賜りたい。

I C B Aにおいては予算面の制約はあるかと思うが、利用者の要望に適切に対応されるようお願いする。

5. 議 事

（1）前回議事録の確認

説明は省略。気づきがあれば事務局までお知らせいただくこととする。

(2) 報告事項

企画改善部会検討結果報告及びI C B Aからの報告について、事務局より説明された。

【質疑・意見】

通知・報告配信システムの利用開始しようとする場合、特定行政庁から指定確認検査機関に直接依頼すればよいのか。また、利用開始に当たって何らかの条件等はあるのか。(横須賀市)

→ I C B Aが特定行政庁と指定確認検査機関との仲立ちを行っているので、利用開始しようとする場合はお問い合わせいただきたい。

なお、適用条件等を資料2 p. 20に記載しているので、参照されたい。

(事務局)

以上